

議案第41号

尾張北部環境組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき尾張北部環境組合格約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、新たに生じる経費の支弁の方法について規定するため、規約を変更する必要があるからである。

尾張北部環境組合理約の一部を変更する規約

尾張北部環境組合理約（平成29年2月13日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第9条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興事業の実施に要する経費

ア 均等割 100分の15

イ 人口割 100分の85

第9条第2項に次の1号を加える。

(5) 地元協力金の交付に要する経費 当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割

附則第3項中「第9条第2項第3号」を「第9条第2項第4号」に改める。

附則第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 施設の管理開始後から第9条第2項第5号のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における地元協力金の交付に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。

附 則

この規約は、令和5年8月1日から施行する。

尾張北部環境組合規約の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(組合の経費の支弁の方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の負担金の負担の方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地域振興事業の実施に要する経費</u></p> <p>ア 均等割 100分の15</p> <p>イ 人口割 100分の85</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 地元協力金の交付に要する経費 当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 施設の管理開始後から<u>第9条第2項第4号</u>のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における施設の管理に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。</p> <p><u>4 施設の管理開始後から第9条第2項第5号</u>のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における地元協力金の交付に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。</p> <p><u>5 前2項の人口割の算定は、第9条第3項の</u>規定を準用する。</p>	<p>(組合の経費の支弁の方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の負担金の負担の方法は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 施設の管理開始後から<u>第9条第2項第3号</u>のごみ投入量の実績値が確定するまでの間、その期間の属する年度における施設の管理に要する経費は、同号の規定にかかわらず、人口割によるものとする。</p> <p><u>4 前項の人口割の算定は、第9条第3項の</u>規定を準用する。</p>

改正要旨

1 改正の理由

尾張北部環境組合ごみ処理施設整備・運営事業を進める中で、事業実施周辺となる江南市、扶桑町の6地区で進める地域振興事業と、施設の供用開始後に6地区へ負担する地元協力金と新たな経費について、構成市町における負担割を定める必要があるため、改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 地域振興事業の実施に要する経費（第9条第2項第3号関係）

ごみ処理施設の設置に伴い事業実施区域周辺の環境整備の一環として実施する事業にかかる構成市町の負担割合を定めるものです。

均等割 100分の15 人口割 100分の85

(2) 地元協力金の交付に要する経費（第9条第2項第5号関係）

施設の管理に要する費用ではないが、施設供用開始後の施設の円滑な管理、運営のために必要な経費の構成市町の負担割合を定めるものです。

ごみ投入量割（当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間）